令和７年仙審第９号

裁　　決

漁船Ａ定置網損傷事件

受　　審　　人　　ａ

職　　名　Ａ船長

操縦免許　小型船舶操縦士

受　　審　　人　　ｂ

職　　名　Ａ機関長

操縦免許　小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主　　文

受審人ｂの小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

受審人ａを懲戒しない。

理　　由

（海難の事実）

１　事件発生の年月日時刻及び場所

令和６年１２月１６日０６時４４分僅か前

宮城県網地島（あじ）南方沖合

２　船舶の要目

船　種　船　名　漁船Ａ

総　ト　ン　数　１９トン

登　　録　　長　１６．１８メートル

機 関 の 種 類　ディーゼル機関

出　　　力　７３６キロワット

３　事実の経過

(1)　構造及び設備

Ａは、平成元年１０月に進水し、操舵室を船体中央部に配置し、同室前部左舷側にＧＰＳプロッターを、中部右舷側にレーダーをそれぞれ装備し、まぐろはえ縄漁業に従事するＦＲＰ製漁船で、従業制限が小型第２種であった。

(2)　網地島南方沖合の状況等

網地島南方沖合には、陸前網地港西防波堤灯台（以下「網地港灯台」という。）から１４３度（真方位、以下同じ。）２．２海里、１４１度２．４海里、１５６．５度３．１海里及び１６２．５度２．７海里の各点を順次結ぶ線に囲まれた範囲に、宮城県知事から免許された定第３０号の定置漁業区域（以下「定３０号区域」という。）が設定されており、同区域は、ＡのＧＰＳプロッターの画面に、表示を８海里レンジよりも拡大することで白い破線により表示された。

また、定３０号区域には、定置網１基が敷設されており、同定置網は、身網の長さが西北西方向から東南東方向に約５４０メートル、南南西方向から北北東方向に約１９０メートル、身網から網地島南岸に向かって曲線を描いて延びる垣網の長さが約１，４１０メートルであった。

そして、前示定置網は、身網南端付近から垣網北端付近までの周囲に約６０メートルないし約７００メートルの間隔で設置された海面からの灯高約３メートル、光達距離約４．５キロメートルの毎４

秒に１閃光の黄光を発する簡易標識灯９基及び身網東端付近に設置された海面からの灯高約４．５メートル、光達距離約５．５キロメートルの毎４秒に１閃光の黄光を発する簡易標識灯１基により囲まれ、その存在が示されていた。

(3)　ａ受審人の経歴等

ａ受審人は、（一部省略）令和４年頃から漁船の船長職を執りはじめ、令和５年８月にＡに船長として雇入れされた。

また、ａ受審人は、平素、航海中、２１時から２３時に船橋当直に就いていた。

(4)　ｂ受審人の経歴等

ｂ受審人は、（一部省略）令和４年頃にＡを運航する会社に入社し、令和５年３月にＡの機関長として雇入れされた。

また、ｂ受審人は、漁ろう長を兼務しており、ａ受審人よりも船長職の経験が豊富であることを自負していたことから、平素、発航前、目的地の決定及びＧＰＳプロッターへの針路線の入力を行うほか、航海中、操舵室にほぼ常駐し、甲板部航海当直部員の認定を受けた甲板員を補佐に就けて船員法上の部門間兼務が承認されていない船橋航海当直に自ら就き、ａ受審人の許可を得ることなく目的地を変更することがあった。

(5)　本件発生に至る経緯

Ａは、ａ、ｂ両受審人ほかインドネシア共和国籍の特定技能実習生６人が乗り組み、操業の目的で、船首２．０メートル船尾１．５メートルの喫水をもって、令和６年１２月１０日０９時１０分沖縄県泊漁港を発し、青森県三沢漁港沖合の漁場に向かった。

ところで、ｂ受審人は、まぐろはえ縄漁業に従事する複数の他の漁船との漁業無線による情報交換の中で、網地島南方沖合の北緯

３８度１３分より北方に定置網が敷設されていることを聞いたことがあり、平素、同島南方沖合を航行するときには、北緯３８度１３分の緯度線をＧＰＳプロッターに常時表示させ、同線付近を航行していた。

越えて１５日２１時００分ａ受審人は、福島県塩屋埼北東方約９海里沖合を北上中、航海当直を引き継ぐ目的で昇橋したとき、ｂ受審人から、前示漁場付近に至る頃に荒天が予想されるとの気象情報をインターネットにより入手したので、荒天下の航行を避けるために目的地を宮城県仙台塩釜港塩釜区に変更した旨を引き継ぎ、単独の船橋当直に就いた。

２３時００分ａ受審人は、福島県広野火力発電所東北東方約１０海里沖合に至り、ｂ受審人及び甲板部航海当直部員の認定を受けた甲板員１人に船橋当直を委ねて降橋した。

ｂ受審人は、６海里レンジとしたレーダー及び３２海里レンジとしたＧＰＳプロッターをそれぞれ作動させて操船に当たり、翌１６日０５時２４分頃仙台塩釜港塩釜区南方沖合を北上していたところ、三沢漁港東方沖合の天候が回復するとの気象情報をインターネットにより入手したことから、仙台塩釜港塩釜区に寄港せず、網地島南方沖合を東行して前示漁場に向かうこととし、０５時２５分半僅か前網地港灯台から２４０．５度１０．４海里の地点で、針路を０８１度に定めて自動操舵とし、８．０ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

ｂ受審人は、波浪による船体動揺を軽減する目的で、平素よりも網地島南岸に接近して航行することとし、０５時４７分半僅か前網地港灯台から２３３度７．８海里の地点で、針路を０７４度に転じた。

転針するとき、ｂ受審人は、網地島南方沖合の定置網の敷設状況について詳細を承知していなかったが、定置網の存在を示す簡易標識灯の灯火を視認してから同網を避ければ、無難に航行できると思い、ＧＰＳプロッターの網地島南方沖合の画面を拡大表示して同南方沖合の定置漁業区域の状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、ｂ受審人は、転針したとき、定３０号区域に向首接近する状況となったものの、このことに気付かず、その後ＧＰＳプロッターの画面を拡大表示とすることなく続航して同区域に入り、０６時４４分僅か前網地港灯台から１５７．５度２．８海里の地点において、Ａは、原針路及び原速力のまま、定３０号区域に敷設された定置網に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力４の西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、日出時刻は０６時４５分であった。

ａ受審人は、自室で就寝していたところ、Ａが停止したことに気付き、昇橋して定置網乗り入れの事実を知り、ｂ受審人と共に事後の措置に当たった。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は、日出前の薄明時、網地島西南西方沖合を東行中、波浪による船体動揺を軽減する目的で、同島南方沖合を平素よりも陸岸に接近して東行する際、水路調査が不十分で、定３０号区域に向首進行したことによって発生したものである。

ｂ受審人は、日出前の薄明時、網地島西南西方沖合を東行中、波浪による船体動揺を軽減する目的で、同島南方沖合を平素よりも陸岸に接近して東行する場合、網地島南方沖合に定置網が敷設されていることは知

っていたものの、同網の敷設状況について詳細を承知していなかったのだから、定置網に向首進行することのないよう、ＧＰＳプロッターの網地島南方沖合の画面を拡大表示して同島南方沖合の定置漁業区域の状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、定置網の存在を示す簡易標識灯の灯火を視認してから同網を避ければ、無難に航行できるものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、定３０号区域に向首接近する状況となったことに気付かないまま進行して同区域に進入し、定３０号区域に敷設された定置網に乗り入れる事態を招き、船体及び定置網に損傷を生じさせるに至った。

以上のｂ受審人の行為に対しては、海難審判法第３条の規定により同法第４条第１項第２号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を１か月停止する。

ａ受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和８年９月１６日

仙台地方海難審判所

審 判 官　　八　　田　　一　　郎